

学校における働き方改革の推進について

平成30年6月 西脇市教育委員会

教える内容や授業時間数が増える中、生徒指導や様々な事務作業、部活動の負担がますます重くなっている。文部科学省が平成28年度に実施した教員勤務実態調査結果では、10年前に比べ勤務時間が増えており、小学校教員の34%、中学校教員の58%が、1か月の超過勤務が80時間を超える、いわゆる「過労死ライン」にあたっている。

国においては、学校における働き方改革に関する総合的な方策が検討され、平成30年2月9日の文部科学省事務次官通知では、業務改善に係る取組の徹底が示されたことから、今後、市教育委員会においても、実効性のある取り組みを進めるための対策について検討を進めていく。

1. 教育委員会として取り組む内容

(1) 専門スタッフとの役割分担の明確化及び支援

専門的な知見を持ったスタッフの役割を明確化して配置することで、教員だけでなく「チーム学校」として、いじめ・不登校の教育課題に対応していく。

- ・スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー・特別支援教育コーディネーター等の配置促進
- ・部活動指導員の配置検討

(2) 学校における業務改善

学校業務を改善し、教職員の時間外勤務を短縮するとともに、子どもと向き合う時間を確保し、教育環境の充実を図る。

- ・校務支援システムの効率的な運用
- ・長期休業期間中の一斉による学校閉庁の実施
- ・放課後及び休日の留守番電話対応の検討

2. 学校以外が担うべき業務の検討

(1) 学校徴収金の収集・管理

学校徴収金の収集・管理等について、学校以外で担うことができないか検討。

(2) 給食費の対応

口座振替以外の手集金事務及び未納者に対する督促事務の検討。

(3) 地域ボランティアとの連絡調整

学校と地域との連携調整をスムーズに行えるようにする。

3. 部活動の在り方の検討

教員の負担軽減及び生徒の健全な成長の確保の観点から、部活動の適切な活動時間や休養日について明確に基準を設定する。また、外部指導者の活用の検討。

- ・「ノー部活デー」の市内統一実施状況の効果検証
- ・早朝時間や活動時間の制限
- ・部活動指導員の配置効果